

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月10日
【四半期会計期間】	第98期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	株式会社 イチケン
【英訳名】	ICHIKEN Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 博之
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03(5931)5642
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 加藤 政信
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03(5931)5642
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 加藤 政信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第97期 第1四半期 累計期間	第98期 第1四半期 累計期間	第97期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上高 (百万円)	22,983	23,127	88,059
経常利益 (百万円)	1,029	610	2,585
四半期(当期)純利益 (百万円)	692	518	1,708
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	4,329	4,329	4,329
発行済株式総数 (千株)	7,282	7,284	7,284
純資産額 (百万円)	26,772	27,703	27,531
総資産額 (百万円)	56,280	59,821	55,714
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	95.45	71.44	235.35
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	95.09	71.19	234.46
1株当たり配当額 (円)	-	-	100.00
自己資本比率 (%)	47.5	46.3	49.4

(注) 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、各種政策の効果により景気は緩やかに回復しているものの、世界的な金融引締め等が続くなか、海外景気の下振れによる景気の下押しリスクや、物価上昇、金融資本市場の変動等による影響など、依然として不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、政府建設投資は堅調に推移しており、民間設備投資については、個人消費の拡大や、訪日外国人の増加によるインバウンド需要の回復などから、商業施設やホテルの建築などに持ち直しの動きがみられるものの、慢性的な技能労働者不足に加え、労務費や資材価格の高騰による建設コストの増加など、引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社は、従前から培ってきたコア事業である「商業施設」建築のノウハウや企画・提案力を生かし、店舗等の新築・内装・リニューアル工事の建設需要に対して積極的な受注活動を行い、マンション、物流施設、医療・福祉施設等、幅広い民間事業者の建設需要にも取り組んでまいりました。

また、2024年4月から適用される時間外労働の上限規制への対応のため、業務のデジタル化を推進しております。IT機器の導入と業務フローの見直しにより作業効率を改善し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を目指し、更なる生産性の向上を追求して、「働き方改革」の実現に向けた取り組みを行っております。

この結果、当第1四半期累計期間の経営成績につきましては、売上高は231億2千7百万円（前年同期比0.6%増）となりました。

損益につきましては、完成工事高は増加しましたが、建設資材価格の上昇などにより完成工事総利益が減少したため、営業利益は6億1千2百万円（前年同期比40.8%減）、経常利益は6億1千万円（前年同期比40.7%減）、四半期純利益は5億1千8百万円（前年同期比25.1%減）となりました。

セグメントの経営成績は、以下のとおりであります。

（建設事業）

受注高は332億6千5百万円（前年同期比59.2%増）となりました。完成工事高は230億3千7百万円（前年同期比0.7%増）、次期への繰越工事高は867億5千2百万円（前年同期比5.6%増）となりました。そして、セグメント利益は10億3千2百万円（前年同期比27.6%減）となりました。

（不動産事業）

不動産事業売上高は9千万円（前年同期比19.3%減）、セグメント利益は4千2百万円（前年同期比19.7%減）となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

建設事業及び不動産事業において、重要な研究開発活動は行われておりません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,240,000
計	22,240,000

【発行済株式】

種類	第1四半期 会計期間末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	7,284,400	7,284,400	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	7,284,400	7,284,400	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2023年8月1日以降の新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	-	7,284,400	-	4,329,646	-	214,576

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容を確認していないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年3月31日）に基づく株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 24,900	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,228,600	72,286	-
単元未満株式	普通株式 30,900	-	1単元（100株） 未満の株式
発行済株式総数	7,284,400	-	-
総株主の議決権	-	72,286	-

- (注) 1. 完全議決権株式（自己株式等）欄は、全て当社保有の自己株式であります。
2. 完全議決権株式（その他）欄には、証券保管振替機構名義の株式200株（議決権の数2個）が含まれております。
3. 単元未満株式には、当社保有の自己株式91株が含まれております。

【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
株式会社イチケン	東京都港区芝浦 1 - 1 - 1	24,900	-	24,900	0.34
計	-	24,900	-	24,900	0.34

(注) 当第1四半期会計期間末の自己株式数は、25,011株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	11,653	7,575
受取手形・完成工事未収入金等	30,902	35,218
電子記録債権	169	2,558
販売用不動産	2,181	2,172
未成工事支出金	873	534
その他	583	2,029
貸倒引当金	3	3
流動資産合計	46,360	50,087
固定資産		
有形固定資産	5,846	5,904
無形固定資産	109	100
投資その他の資産		
その他	3,398	3,729
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	3,397	3,729
固定資産合計	9,353	9,734
資産合計	55,714	59,821

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金	10,859	10,659
電子記録債務	6,347	6,655
短期借入金	1,605	5,006
未払法人税等	56	437
未成工事受入金	1,810	1,787
完成工事補償引当金	185	133
工事損失引当金	276	377
賞与引当金	407	112
その他	699	1,242
流動負債合計	22,248	26,411
固定負債		
長期借入金	4,153	3,840
退職給付引当金	1,564	1,586
その他	217	279
固定負債合計	5,935	5,706
負債合計	28,183	32,117
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,329	4,329
資本剰余金	214	214
利益剰余金	22,631	22,714
自己株式	27	27
株主資本合計	27,148	27,231
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	360	449
評価・換算差額等合計	360	449
新株予約権	22	22
純資産合計	27,531	27,703
負債純資産合計	55,714	59,821

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
売上高	22,983	23,127
売上原価	21,223	21,764
売上総利益	1,760	1,363
販売費及び一般管理費	726	751
営業利益	1,033	612
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	14	15
貸倒引当金戻入額	1	0
その他	2	3
営業外収益合計	17	20
営業外費用		
支払利息	19	19
支払手数料	1	1
その他	0	0
営業外費用合計	21	21
経常利益	1,029	610
税引前四半期純利益	1,029	610
法人税、住民税及び事業税	448	334
法人税等調整額	111	242
法人税等合計	336	91
四半期純利益	692	518

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1.受取手形割引高及び電子記録債権割引高

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
受取手形割引高	794百万円	123百万円
電子記録債権割引高	394	-

2.貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当第1四半期会計期間末におけるこれらの契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

なお、貸出コミットメント契約については、以下の財務制限条項が付されております。

事業年度の末日における貸借対照表の自己資本の合計金額を直前の事業年度の末日における貸借対照表の自己資本の合計金額の75%以上に維持すること。

事業年度における損益計算書の経常利益が損失とならないこと。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	11,250百万円	11,950百万円
借入実行残高	480	3,900
差引額	10,769	8,050

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2023年4月1日 至2023年6月30日)
減価償却費	38百万円	38百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	725	100.00	2022年3月31日	2022年6月29日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	435	60.00	2023年3月31日	2023年6月29日	利益剰余金

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上額 (注)2
	建設事業	不動産事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	22,871	111	22,983	-	22,983
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	22,871	111	22,983	-	22,983
セグメント利益	1,425	52	1,478	445	1,033

(注)1.セグメント利益の調整額 445百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上額 (注)2
	建設事業	不動産事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	23,037	90	23,127	-	23,127
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	23,037	90	23,127	-	23,127
セグメント利益	1,032	42	1,075	463	612

(注)1.セグメント利益の調整額 463百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第1四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

(単位:百万円)

区分	建設事業			不動産事業	合計
	商業施設	住宅	その他		
一時点で移転される財又はサービス	1,589	37	132	-	1,759
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	9,302	6,819	4,990	87	21,199
顧客との契約から生じる収益	10,892	6,856	5,122	87	22,959
その他の収益	-	-	-	24	24
外部顧客への売上高	10,892	6,856	5,122	111	22,983

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

(単位:百万円)

区分	建設事業			不動産事業	合計
	商業施設	住宅	その他		
一時点で移転される財又はサービス	1,640	96	258	-	1,996
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	13,273	6,134	1,632	60	21,101
顧客との契約から生じる収益	14,914	6,231	1,891	60	23,097
その他の収益	-	-	-	30	30
外部顧客への売上高	14,914	6,231	1,891	90	23,127

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益(円)	95.45	71.44
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	692	518
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	692	518
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,257	7,259
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益(円)	95.09	71.19
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	27	25
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月7日

株式会社イチケン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西村 大司

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イチケンの2023年4月1日から2024年3月31日までの第98期事業年度の第1四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イチケンの2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論

付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。